ライフプラン コンシェルジュ

エンディングノート　ワークシート

家族のためのあなたの整理帳

ことばのミニ用語集

気になる単語はありませんか？

相続	亡くなった人の財産や権利・義務を、法律に基づいて引き継ぐこと。遺言によって財産の引継ぎ方が指定されている場合もある。
法定相続人	民法で相続人と定められている人、配偶者は常に相続人となり、血族には相続の順位がある。
法定相続人の順位	配偶者とともに、第一順位は子、第二順位は父母などの直系尊属、第三順位は兄弟妹妹、上位の順位がいれば原則、下位は相続人にならない。 ※一般的な説明です。相続関係や契約内容によって扱いが異なります。 個別の判断は専門家へご相談ください。
養子	養子縁組によって法律上の親子関係を結んだ子。養子も原則として実子と同様に相続人となる。
遺言	自分の財産を誰にどのように引き継ぐかなどについて、法律で定められた方式で意思を残すこと。
積極財産	プラスの財産 （例）現金　預貯金　土地　家屋　株式　投資信託　自動車　貴金属　美術品　生命保険
消極財産	マイナスの財産　「誰かに支払わなければならないお金、義務」 （例）債務(ローン)　クレジットカード　借入金
連帯保証	借りた人ではなくても借りた人が払えなくなったら代わりに払うこと。
連帯債務	複数人が同じ債務について、それぞれ債務の全額を返済する義務を負うこと。債務者同士の負担割合にかかわらず、債権者から全額の返済を求められる場合がある。
公証役場	「大切な約束や遺言を、公的に証明してくれる役所のような場所」公証役場は、「本人の意思を確実な形で残すための公的な機関」です。 特に遺言書を公正証書で作ると、相続のときに安心です。 土浦公証役場（土浦市富士崎1-7-21　和光ビル4階）　TEL：029-821-6754
死後事務委任契約	独身の方・子どもがいない夫婦親族が遠方にいる方など、死後の事務処理の希望を確実に伝えるには… 公証役場で葬儀や各種手続きなど死後の事務を誰に任せるか?委任することができます。

資料のダウンロード

【公式】ライフプランコンシェルジュHP

全部が埋まらなくても大丈夫です。
「家族が困りそうなこと」「伝えておきたいこと」
から書いてみましょう。



1 緊急連絡先

第一連絡先（家族等）：　　第二連絡先（友人・職場等）：

持病（アレルギー等）・服薬（お薬手帳）情報：　　かかりつけ医：

2 医療・延命の希望

入院・在宅・施設の希望：　　終末期医療・延命治療についての希望：

その他、医療に関する思い：

臓器提供の有無：　□提供しない　□提供する
（□マイナンバーカード　□運転免許証　□その他（臓器移植ネットワークに登録済））

3 葬儀について

□しないでほしい　□してほしい　□家族に任せる

［その他　菩提寺・教会の連絡先、お墓、信仰、費用の有無など］

4 スマホ・デジタル情報

ロック解除方法と保管場所（例）指紋認証のみ、メモの保管場所を記入、誰に伝えている等

主な利用サービス（インターネット銀行/証券・SNS・サブスク等）：

連絡してほしい人　/　ほしくない人（LINE・SNS・メール等で）：

5 家の中の大切なもの・書類

重要書類（保険・不動産・ローン・金融資産等）の保管場所：

貴重品・大切な物：

ペットのこと（名前・世話・預け先など）：

6 親しい友人・お世話になった人

連絡してほしい人：

連絡してほしくない人：

7 「イエ（家）」について

施工者連絡先：

「保険の契約があったはず…」
そんなときは。

生命保険契約照会制度

自然災害損保契約照会

家族へのメッセージ　（短くても十分！）

年　　月　　日現在